

防火管理者の選任義務防火対象物

消防法第8条、消防法施行令第1条の2

単一管理権原の場合

防火管理者の有資格者で、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる【管理的】又は【監督的】な地位にある者を選任してください。

甲種防火対象物

養護老人ホーム等
(6項口)

収容人員10人以上

店舗・飲食店等

収容人員30人以上

学校・事務所等

収容人員50人以上

甲種防火管理者

乙種防火対象物

店舗・飲食店等

収容人員30人以上

学校・事務所等

収容人員50人以上

甲種又は乙種
防火管理者

複数管理権原の場合

建物全体の収容人員が甲種防火対象物では10人又は30人、乙種防火対象物では50人以上となった場合は、各テナントごとに防火管理者の選任が必要です。

甲種防火対象物

各テナントごとの収容人員

養護老人ホーム等
(6項口)

収容人員10人以上

甲種防火管理者

収容人員10人未満

甲種又は乙種
防火管理者

店舗・飲食店等

収容人員30人以上

甲種防火管理者

収容人員30人未満

甲種又は乙種
防火管理者

学校・事務所等

収容人員50人以上

甲種防火管理者

収容人員50人未満

甲種又は乙種
防火管理者

乙種防火対象物

甲種又は乙種
防火管理者